破産手続終結及び免責許可決定

平成２３年（フ）第４５９号
埼玉県比企郡吉見町大字北吉見2816番地23
破産者　酒巻　雅美（旧姓石松）
1　決定年月日　平成24年７月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第５１４号
兵庫県三木市口吉川町槇８番地
破産者　下内さとみ
1　決定年月日　平成24年７月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第９８号
仙台市若林区大和町５丁目11番32―801号、開始決定時の住所宮城県名取市増田５丁目２番４号
破産者　濱田　浩治
1　決定年月日　平成24年７月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第２６号
茨城県土浦市大畑195番地18
破産者　石田　咲子
1　決定年月日　平成24年７月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第８３号
新潟県阿賀野市学校町７番30号　市営学校町住宅12号
破産者　小池　春雄
1　決定年月日　平成24年７月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所新発田支部

平成２３年（フ）第４２号
富山県滑川市柳原87番地２　グランド・ルー103、開始決定時の住所富山県黒部市堀切1300番地　ＹＫＫ株式会社光志寮Ａ棟120号
破産者　谷井　秀次
1　決定年月日　平成24年７月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所魚津支部

平成２３年（フ）第３号
山梨県都留市田野倉933番地６
破産者　藤原　秀民
1　決定年月日　平成24年７月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２３年（フ）第７１９号
静岡県焼津市焼津５丁目３番16号
破産者　藤田　和久
1　決定年月日　平成24年７月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２８９７号
名古屋市南区東又兵ヱ町４丁目１番地の７
破産者　中澤　良則
1　決定年月日　平成24年７月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第８３号
名古屋市中川区山王２丁目６番Ｂ―308号　一光ハイツ山王
破産者　田中　一義
1　決定年月日　平成24年７月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第５１号
三重県伊賀市西高倉4988番地の51、前住所三重県伊賀市西高倉4988番地の172
破産者　杉山　　忠
1　決定年月日　平成24年７月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所伊賀支部

平成２２年（フ）第２２８９号
京都府城陽市枇杷庄西ノ口64番地　アンフォレスト101号、開始決定時の住所京都府城陽市寺田樋尻43番地の８　クラウンビル206号
破産者　堀井　泰枝
1　決定年月日　平成24年７月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１２１７号
神戸市長田区本庄町８丁目２番９号
破産者　炭火焼翔こと　大西　辰行
1　決定年月日　平成24年７月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１５８２号
広島市安佐南区沼田町大字伴9022番地
破産者　的場　　満
1　決定年月日　平成24年７月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２号
秋田県横手市十文字町十五野新田字富沢屋布上155番地１　十五野住宅５の１、住民票上の住所秋田県横手市十文字町十五野新田字富沢屋布上155番地１
破産者　石井　辰男
1　決定年月日　平成24年７月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所横手支部

平成２４年（フ）第４２号
相模原市中央区相模原８丁目９番15号　昭栄ハイツ２―301
破産者　佐藤　良治
1　決定年月日　平成24年７月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第１３４８号
京都市右京区山ノ内苗町20番地　メゾン・ド・ボワⅠ101、開始決定時の住所京都市右京区太秦一ノ井町26番地32
破産者　中司　慶一
1　決定年月日　平成24年７月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係